**令和５年度(２０２３年度)第２回創業助成事業　申請に必要な書類**

◎申請にあたり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。提出いただいた申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しませんので、ご了承願います。

**＜注意事項＞**

**※　両面印刷不可（ただし、確定申告書の写しを除く）。**

**※　ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。**

**※　審査にあたり白黒でコピーを取りますので、資料については白黒でも判別できるものとしてください。**

※　書類審査を通過して面接審査に進まれる方には、別途書類（募集要項P76）の提出を依頼します。

**○　申請書提出の時点で必要となる書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | **必要書類** | 部　数 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 1 | **○**創業助成事業**申請前確認書**（指定様式） | **１部** |  |
| 2 | **○**創業助成事業**申請書**（指定様式、全ページ）  　　指定様式以外の添付資料（補足説明や参照資料など）は、提出不可。審査時に考慮致しません。 | **３部** |  |
| 3 | **○　直近２期分の確定申告書等（都内税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）**  （１）　法人（収益事業を行っている特定非営利活動法人を含む）の場合  法人税の確定申告書等（申告書別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書）  （２）　収益事業を行っていない特定非営利活動法人の場合  事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（活動計算書）、役員名簿）  （３）　個人事業主の場合  所得税の確定申告書等  ・白色申告実施の場合：確定申告書Ｂ第一表、第二表、収支内訳書  ・青色申告実施の場合：確定申告書Ｂ第一表、第二表、青色申告決算書  （上限10万円の控除にて青色申告の場合は、貸借対照表の提出は不要）  ※　確定申告書等の提出が不要な方：  ・申請時点で１期目の法人の方・個人事業主の方  ・申請時点で確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいない２期目の法人の方  ・創業予定の個人の方  ※　直近１期分の確定申告書等または事業報告書等のみ提出すればよい方：  ・申請時点で１期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいる２期目の法人方、  個人事業主の方 | **該当する**  **もの**  **写３部** |  |
| 4 | **○　法人：履歴事項全部証明書（発行後３か月以内）**  **個人事業主：開業届（個人事業主のみ提出）**  上記にあわせて提出が必要な書類  (１)　休業期間のある法人：税務署に提出した休業期間が分かる異動届出書  (２)　納税地が開業の届出を行ったときから変更した個人事業主  直近の所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書  (３)　納税地・主たる事業所の開業の届出を行ったときから移転した個人事業主  直近の所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書  (４)　休業期間のある個人事業主：税務署に休業である旨を記載して提出した確定申告書 | **履歴事項全部証明書は**  **原本１部**  **開業届等**  **は**  **各写１部** |  |
| 5 | **○　申請要件確認書類（以下のいずれか１つを送付、別途原本を確認する場合があります）**  (１)　プランコンサルティング事業計画策定支援終了証（TOKYO創業ステーション、TOKYO創業ステーションTAMA、公社多摩支社）  (２)　事業可能性評価結果報告書  (３)　 「進め！ 若手商人育成事業」における「商店街起業促進サポート」修了証書  (４)　創業支援施設（都、公社、都内の公的機関・金融機関・大学等）と交わした定期建物賃貸借契約書（全ページ）等利用が証明できる書面  (５)　東京都インキュベーション施設運営計画認定事業認定施設「施設利用・創業支援証明書」  (６)　青山スタートアップアクセラレーションセンターにおけるアクセラレーションプログラムの受講を証明できる資料  (７)　「創薬・医療系ベンチャー育成支援プログラム」における選抜プログラムの修了証  (８)　 TOKYO STARTUP GATEWAYでのセミファイナリストまで進んだことを証明できる資料（賞状など）  (９) 「女性ベンチャー成長促進事業（APT Women）」国内プログラム（アクセラレーションプログラム）の受講を証明できる資料  (10)　「女性・若者・シニア創業サポート事業」利用証明書  (11)　東京都中小企業制度融資（創業融資）又は都内区市町村が行う中小企業制度融資（創業者を対象としたもの）の信用保証決定のお知らせ  ※　区市町村については、信用保証決定のお知らせ及び金銭消費貸借契約書（全ページ）  (12)　都が出資するベンチャー企業向けファンドの利用を証明できる株主名簿（全ページ）  (13)　政策金融機関の資本性劣後ローン(創業)に関する金銭消費貸借契約書、借用証書及び特約書等（いずれも全ページ）  (14)　認定特定創業支援等事業により支援を受けたことを都内区市町村長が証明する書面  (15)　東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都商工会連合会又は中小企業大学校東京校BusiNestから認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受けたことを証明する書面  (16)　都が実施する「高校生起業家養成プログラム」の「養成講座」修了証書 | **該当するもの**  **写１部** |  |